

保険者努力支援制度について

被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う都道府県及び市町村を交付金により支援する制度で、「取組評価分」「事業費分」「事業費連動分」の3種類に分類されている。

1 取組評価分（資料5-2及び資料5-3を参照）

健康づくり、医療費適正化、財政健全化等に向けた取組を評価指標に基づき国が採点し、獲得点数に応じて交付される。

2 事業費分（資料5-4を参照）

市町村が被保険者の健康の保持増進や疾病予防などを目的に行う「国保ヘルスアップ事業」及び、県が市町村を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」について事業費の全額が交付される。

3 事業費連動分（資料5-4及び資料5-5を参照）

市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」や県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」について、事業の数や種類などの取組状況等について国が採点し、獲得点数に応じて交付される。

(制度の全体像のイメージ)

